

三鷹市立山中保育園給食調理業務に係る 候補者選定委員会要領

1 目的及び設置

三鷹市立山中保育園給食調理業務について、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定するに当たり、公正性、透明性及び客観性を確保するため、三鷹市立保育園給食調理業務に係る候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 所掌事務

委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) プロポーザル方式による選定手続への参加者の審査に関すること。
- (2) 契約の相手方となる候補者の選定に関すること。
- (3) その他委員長が必要と認めること。

3 組織

委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- (1) 委員長は子ども政策部長、副委員長は子ども育成課長をもって充てる。
- (2) 委員は、保育支援課長、三鷹市立保育園園長及び栄養士とする。

4 委員長及び副委員長

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会議

- (1) 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- (2) 委員会は、委員長又は副委員長及び委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。
- (3) 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- (4) 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。

6 庶務

委員会の庶務は、子ども政策部子ども育成課において処理する。

7 委任

この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 8 年 9 月 9 日から施行し、三鷹市立山中保育園給食調理業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。